

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年11月30日

【会社名】 株式会社ココカラファイン ホールディングス

【英訳名】 cocokara fine HOLDINGS Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 瀬上 修
代表取締役社長 塚本 厚志

【本店の所在の場所】 東京都大田区山王二丁目1番7号

【電話番号】 該当事項はありません

【事務連絡者氏名】 セガミメディクス株式会社
常務取締役管理部長 上田 清
株式会社セイジョー
専務取締役 鈴木 芳孝

【最寄りの連絡場所】 セガミメディクス株式会社
大阪市中央区南船場二丁目7番30号
株式会社セイジョー
東京都府中市美好町二丁目12番2号

【電話番号】 セガミメディクス株式会社
06(6267)0021(代表)
株式会社セイジョー
042(368)8701(代表)

【事務連絡者氏名】 同上

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 42,883,779,914円
(注) 本届出書提出日において未確定であるため、セガミメディクス株式会社(以下「セガミ」といいます。)及び株式会社セイジョー(以下「セイジョー」といいます。)の前事業年度末における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種 類	発 行 数
普通株式	20,146,556株(注)1, 2, 3

(注) 1 セガミの発行済株式総数8,100,000株(平成19年9月末時点)、セイジョーの発行済株式総数10,951,415株(平成19年9月末時点)に基づいて記載しており、実際に共同持株会社たる株式会社ココカラファイン ホールディングス(以下「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動することがあります。

2 普通株式は、平成19年11月15日に開催されたセガミ・セイジョー両社の取締役会の決議(株式移転計画の承認及び定時株主総会・臨時株主総会への付議)及び平成19年12月21日開催予定のセイジョーの定時株主総会・平成20年1月22日開催予定のセガミの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき発行する予定です。

3 セガミ及びセイジョーは、当社の株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。

2 【募集の方法】

株式移転によることとします。(注)1, 2

(注) 1 普通株式は、当社成立の日の前日のセガミ及びセイジョーの最終の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に、セガミ普通株式1株に対して1株、セイジョー普通株式1株に対して1.1株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。セガミ及びセイジョーの前事業年度末における株主資本の額(簿価)を合算した金額は42,883,779,914円であり、発行価額の総額のうち10億円が資本金に組み入れられます。

2 なお、当社は、東京証券取引所市場第一部への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程201条2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程2条(73)号、208条)により平成20年4月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る(同施行規則216条1項。))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

① 【申込取扱場所】

該当事項はありません。

② 【払込取扱場所】

該当事項はありません

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

1 【組織再編成の目的等】

1. 経営統合の目的及び理由

セガミ及びセイジョーは、安さを中心としたドラッグストアではなく、地域生活者の健康維持に最大の価値をおくという共通の理念を持ち合わせており、今後急速に移行するセルフメディケーション（自身の健康は自らが守る）時代に社会貢献しうる企業として、事業規模・質ともに極大化することを目的に、経営統合に向けた協議（平成19年2月28日プレス発表）を行ってまいりました。今般、両社はその目的が果たされると判断し、株式移転による経営統合を行うことに合意いたしました。

両社は、経営資源を統合することによって、お互いが培ってきた経営ノウハウを共有し、以下の統合効果を追求してまいります。

運営ノウハウにつきましては、情報システム等のインフラ整備を行い、商品施策・販売戦略を共有化することで効率的な運営を図ります。付加価値の高い一部商品に関しては協働をスタートしており、さらに情報提供・アドバイスなど販売手法の共有化を進めて効率化・高度化を推進していく予定です。また店舗開発の物件情報、薬剤師を含めた人事情報、人材育成に関する情報など、様々な情報の共有化も現在進めております。今後は、エリアアドミナントも考えた店舗開発ノウハウ、及び研修施設の相互活用を含めた教育システムなど、あらゆる運営ノウハウの共有化・高度化を推進してまいります。

商品流通におきましては、地域戦略の考え方・物流システム・総合的なスケールメリットなども含め、ロジスティクスの効率化を推進してまいります。商品流通における効率化・高度化を推進することによって、お客様・お取引先様などあらゆるステークホルダーにとって、最良のシステムを構築していきたいと考えております。

新事業モデルの考え方につきましては、「保健医療中心の医療」から「セルフメディケーション時代」へと移行し、生活者が健康維持・未病対策等に一層目を向けることを考えると、両社が、セルフメディケーションの一翼を担う機関として、機能を充実させていくことが不可欠と考えます。両社は同じ理念を持ち、ともに検討しながら、予防から医療にいたるまでトータルな健康促進をサポートする、地域における健康管理サービス業としての新業態確立を図ってまいります。

両社は、平成19年9月末現在で601店ある店舗網を活かし、経営統合を通じ、業容の拡大・経営の効率化・コスト競争力の強化を図ってまいります。シナジー効果やスケールメリットを生かしていくことでさらなる成長を図るとともに、国民のトータルな健康促進に貢献することによりCSR（企業の社会的責任）を果たし、「日本を代表するドラッグストアチェーン」の地位確立を目指してまいります。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

①提出会社の概要

(1) 商号	株式会社ココカラファイン ホールディングス		
(2) 事業内容	ドラッグストアチェーンの運営等を行う子会社及びグループ会社の経営計画・管理並びにそれに付随する業務		
(3) 本店所在地	東京都大田区		
(4) 代表者及び役員の 就任予定	代表取締役会長	瀬上 修	現セガミ代表取締役社長
	代表取締役社長	塚本 厚志	現セイジョー代表取締役社長
	取締役	上田 清	現セガミ常務取締役管理部長
	取締役	齊藤 正人	現セイジョー取締役副社長企画開発本部長
	取締役	濱野 和夫	現セガミ常務取締役事業開発室長
	取締役	橋爪 薫	現セイジョー専務取締役営業統括本部長
	取締役	重田 陽平	現セガミ取締役経営企画室長
	取締役	鈴木 芳孝	現セイジョー専務取締役経営企画管理本部長
	監査役	竹本 雅俊	現セガミ監査役
	監査役	小菅 泉	現セイジョー監査役
	監査役	関口 要蔵	現ココヨ株式会社監査役
(5) 資本金	10億円		
(6) 純資産 (連結)	未定		
(7) 総資産 (連結)	未定		
(8) 決算期	3月31日		

②提出会社の企業集団の概要

当社とセガミ及びセイジョーの状況は以下のとおりです。

セガミとセイジョーは、両社株主総会による承認を前提として、平成20年4月1日（予定）を期して、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立（以下「本株式移転」といいます。）することについて合意しております。

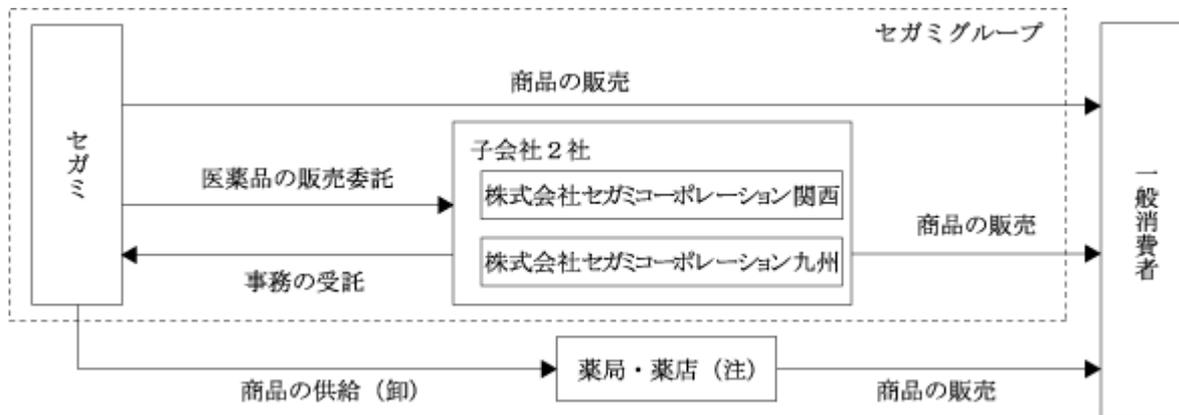
会社名	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 の所有 割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
(連結子会社) セガミメディクス㈱	大阪市中央区	1,587	ドラッグストア 並びに調剤を主 体とした薬局を 営む小売業及び 卸売業	100.0	5	未定	未定	未定	未定
㈱セイジョー	東京都府中市	3,958	ドラッグストア 並びに調剤を主 体とした薬局を 営む小売業	100.0	5	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、セガミ及びセイジョーは、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となるセガミ及びセイジョーの最近事業年度末日時点の状況は、次のとおりです。

セガミ

セガミグループの事業内容及びセガミと子会社の当該事業における位置づけは、次のとおりであります。

なお、当該子会社は重要性に乏しいため連結財務諸表等は作成しておりません。



(注) セガミの卸売先である薬局・薬店は、主としてセガミの独立支援制度に基づき元従業員が経営する店舗であります。

関係会社の状況

該当事項はありません。

セイジョー

セイジョーは、医薬品、健康食品、化粧品、育児用品および日用雑貨品等を、セイジョーが直営する店舗において一般消費者に販売する小売業であります。

なお、企業集団を構成する関係会社はありません。

関係会社の状況

該当事項はありません。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

①資本関係

本株式移転により、セガミ及びセイジョーは当社の完全子会社になる予定です。前記(1)②の提出会社の企業集団の概要の記載もご参照下さい。

②役員兼任関係

氏名	提出会社役名	連結子会社役名
瀬上 修	代表取締役会長	セガミ代表取締役社長
塚本 厚志	代表取締役社長	セイジョー代表取締役社長
上田 清	取締役	セガミ常務取締役管理部長
齊藤 正人	取締役	セイジョー取締役副社長企画開発本部長
濱野 和夫	取締役	セガミ常務取締役事業開発室長
橋爪 薫	取締役	セイジョー専務取締役営業統括本部長
重田 陽平	取締役	セガミ取締役経営企画室長
鈴木 芳孝	取締役	セイジョー専務取締役経営企画管理本部長
竹本 雅俊	監査役	セガミ監査役
小菅 泉	監査役	セイジョー監査役

③取引関係

当社の完全子会社であるセガミ及びセイジョーと関係会社の取引関係は、前記(1)②の提出会社の企業集団の概要の記載をご参照下さい。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

セガミとセイジョーは、両社株主総会による承認を前提として、平成19年11月15日開催の両社の取締役会において、平成20年4月1日(予定)を期して、当社を株式移転設立完全親会社、セガミ及びセイジョーを株式移転完全子会社とする株式移転計画を作成いたしました。

2. 株式移転計画の内容

株式移転計画書(写)

セガミメディクス株式会社(以下「甲」という。)と株式会社セイジョー(以下「乙」という。)は、共同株式移転の方法により株式移転を行うことにつき合意したので、次のとおり共同して株式移転計画(以下「本株式移転計画」という。)を作成する。

第1条(株式移転)

本株式移転計画の定めるところに従い、甲及び乙は共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下「丙」という。)の成立の日において、甲及び乙の発行済株式の全部を丙に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うものとする。

第2条（丙の成立の日）

丙の設立の登記をすべき日（以下「丙の成立の日」という。）は、平成20年4月1日とする。ただし、本株式移転の手續の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙は、協議のうえ、丙の成立の日を変更することができる。

第3条（株式移転計画承認株主総会）

甲及び乙は、甲については平成20年1月22日に、乙については平成19年12月21日にそれぞれ株主総会（以下「本株式移転計画承認株主総会」という。）を開催し、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本株式移転の手續の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙は、協議のうえ、本株式移転計画承認株主総会の開催日を変更することができる。

第4条（丙の定款記載事項等）

丙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「株式会社ココカラフラインホールディングス定款」に記載のとおりとする。なお、丙の所在場所は、東京都大田区とする。

第5条（丙の設立時取締役等の氏名等）

丙の設立時取締役及び設立時監査役（補欠監査役を含む。）の氏名並びに設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 設立時取締役 | 瀬上 修 |
| | 塚本 厚志 |
| | 上田 清 |
| | 齊藤 正人 |
| | 濱野 和夫 |
| | 橋爪 薫 |
| | 重田 陽平 |
| | 鈴木 芳孝 |
| (2) 設立時監査役 | 竹本 雅俊 |
| | 小菅 泉 |
| | 関口 要蔵 |
| (3) 設立時会計監査人 | 和田 伸之（補欠） |
| | 新日本監査法人 |

第6条（丙が株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 丙は、本株式移転に際して、甲及び乙の株主に対して、その有する株式に代わり、(1)丙の成立の日の前日最終の甲の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）が有する株式数に1を乗じて得た数（ただし、1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）及び(2)丙の成立の日の前日最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主が有する株式数に1.1を乗じた数（ただし、1株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）の合計に相当する数の丙の株式を交付する。

2. 丙は、本株式移転に際して、前項の丙の株式を、丙の成立の日の前日最終の甲及び乙の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その有する株式に代わり、次のとおり割り当てる。

(1) 甲の株主については、その有する甲の株式1株につき、丙の株式1株

(2) 乙の株主については、その有する乙の株式1株につき、丙の株式1.1株

第7条（丙の資本金及び準備金等の額）

丙の設立時における資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金

1,000,000,000円

(2) 資本準備金

250,000,000円

(3) 利益準備金

0円

(4) 資本剰余金

会社計算規則第83条第1号に定める新設型再編株主払込資本額から第1号及び第2号の合計額を減じて得た額

第8条（丙の株式上場）

丙は、丙の成立の日に、その発行する株式の東京証券取引所への上場を予定する。

第9条（丙の株主名簿管理人）

丙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第10条（剰余金の配当）

1. 甲は、平成20年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり50円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成19年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり50円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 乙は、平成20年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり25円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
4. 甲及び乙は、前3項に定める場合を除き、本株式移転計画の作成後丙の成立の日までの間、丙の成立の以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第11条（善管注意義務）

甲及び乙は、本株式移転計画の作成後丙の成立の日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、本株式移転計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめ協議のうえ、これを行う。

第12条（事情変更）

本株式移転計画の作成後丙の成立の日に至るまでの間において、甲及び乙のいずれかの財産又は経営状態に重要な変動が生じ、本株式移転の実行に重大な支障が生じた場合、その他本株式移転の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議のうえ、本株式移転計画の条件を変更、又は本株式移転を中止することができる。

第13条（株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、甲及び乙のいずれかの本株式移転計画承認株主総会において本株式移転計画の承認が得られない場合又は本株式移転につき法令に定める関係官庁等の承認等が得られない場合には、その効力を失う。

第14条（協議）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

以 上

定 款

株式会社ココカラファイン ホールディングス

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ココカラファイン ホールディングスと称し、英文では、cocokara fine HOLDINGS Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理。

1. 薬局、薬店の経営
2. 下記物品の製造ならびに販売
 - ① 医薬品、毒物、劇物、動物薬品、工業薬品、農業薬品
 - ② 医薬部外品、殺虫剤、医療機器、高度管理医療機器、度量衡器
 - ③ 化粧品、化粧用具、衛生材料、小間物
 - ④ 健康器具、ベビー用品、介護用品、福祉用品
 - ⑤ 食品、健康食品、栄養補助食品、乳製品、菓子、飲料水
 - ⑥ 家庭用荒物、日用雑貨、紙類、事務用品、事務用機器、文具、書籍雑誌
 - ⑦ 家庭用電気製品、大工用品、自動車用品、自転車用品
 - ⑧ 園芸用品、ペット用品、スポーツ用品
 - ⑨ ゴム製品、ビニール製品、衣料品、家具、寝具、防火器具
 - ⑩ 建築資材、塗料、金物、木材、工具、住宅設備機器、石油機具、ガス器具
 - ⑪ 室内装飾品、美術工芸品、楽器、テープ、コンパクトディスク、玩具、釣具
 - ⑫ 宝石、貴金属、眼鏡、時計、カメラ用品、煙草、喫煙具
3. 酒類、塩類、穀類の加工および販売
4. 切手、収入印紙、商品券の販売
5. 前記2号から4号の物品および付帯関連する物品のレンタル、通信販売、カタログ販売ならびに斡旋業務
6. 前記2号から4号の物品の輸入および輸出業務
7. 宅配便、写真現像、白蟻駆除、クリーニング業等の委託取次業務
8. 小売店の経営
9. 按摩、マッサージ、鍼灸等の施術所の経営
10. 美容院および理容店の経営
11. フィットネスクラブの経営
12. 旅行代理店の経営
13. 飲食店の経営
14. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
15. 不動産の売買、賃貸借および仲介・斡旋ならびに不動産管理業務
16. 店舗内外装工事の業務

17. 介護保険法に基づく下記の事業

- ① 特定福祉用具販売事業および介護予防特定福祉用具販売事業
- ② 居宅介護支援事業
- ③ 訪問介護事業および介護予防訪問介護事業
- ④ 訪問入浴介護事業および介護予防訪問入浴介護事業
- ⑤ 通所介護事業および介護予防通所介護事業
- ⑥ 短期入所生活介護事業および介護予防短期入所生活介護事業
- ⑦ 福祉用具貸与事業および介護予防福祉用具貸与事業
- ⑧ 認知症対応型共同生活介護事業および介護予防認知症対応型共同生活介護事業
- ⑨ 特定施設入居者生活介護事業および介護予防特定施設入居者生活介護事業
- ⑩ 訪問看護事業および介護予防訪問看護事業
- ⑪ 居宅療養管理指導事業および介護予防居宅療養管理指導事業
- ⑫ 夜間対応型訪問介護事業
- ⑬ 認知症対応型通所介護事業および介護予防認知症対応型通所介護事業
- ⑭ 小規模多機能型居宅介護事業および介護予防小規模多機能型居宅介護事業
- ⑮ 介護予防支援事業
- ⑯ 居宅介護住宅改修事業および介護予防住宅改修事業
- ⑰ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業および地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業

18. 障害者自立支援法に基づく下記の事業

- ① 障害者福祉サービス事業
- ② 相談支援事業
- ③ 地域生活支援事業

19. 有料老人ホームの経営

20. 要介護者および高齢者の搬送事業

21. 給食、配食事業

22. 経営コンサルタント事業

23. 教育および講習会、研修会等の開催事業

24. 一般乗用旅客自動車運送事業

25. ドラッグストアのフランチャイズ事業

26. 1乃至25に掲げる事業に付帯関連する一切の業務

(2) 当社がその株式を所有する他の会社への経営指導

(3) 第1号1乃至25に掲げる事業

(4) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都大田区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、79,687,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集地)

第15条 当会社の株主総会は、本店所在地またはその隣接地において開催するほか、東京都または大阪市において開催することができる。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故等があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第20条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第25条 取締役会長および取締役社長は当社を代表し、当社の業務を執行する。

- 2 前項のほか、取締役会はその決議によって、当社を代表する代表取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。

- 2 取締役会長に事故等があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第28条 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第29条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務の執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は5百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(執行役員)

第33条 当社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。

2 執行役員に関する事項は取締役会において定める取締役会規程および執行役員規程による。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第34条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第35条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第36条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第38条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第39条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがあるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は5百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額いずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第43条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

2 会計監査人の選任は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第47条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当)

第48条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第49条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第50条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 剰余金の配当には利息を付けない。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第1条 第47条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から翌年の3月31日までとする。

(最初の取締役および監査役の報酬等)

第2条 第31条および第41条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結時までの当会社の取締役および監査役の報酬等はそれぞれ次のとおりとする。

(1) 取締役 年額300百万円以内

(2) 監査役 年額30百万円以内

(附則の削除)

第3条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

以 上

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

会社名	セガミ	セイジョー
株式移転比率	1.0	1.1

(注) これにより、セガミの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株、セイジョーの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.1株を割当て交付します。

但し、本株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。

2. 株式移転比率の算定根拠等

① 算定の基礎

セガミ及びセイジョーは、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、セガミは大和証券エスエムビーシー株式会社（以下「大和証券SMB C」という。）を、セイジョーは三菱UFJ証券株式会社（以下「三菱UFJ証券」という。）を今回の経営統合のためのファイナンシャル・アドバイザーとして任命し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

セガミは、大和証券SMB Cによる株式移転比率の算定結果を参考に、セイジョーは三菱UFJ証券による株式移転比率の算定結果を参考に、上記株式移転比率の妥当性について検討を行いました。

② 算定の経緯

大和証券SMB Cは、両社について市場株価法及びDCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）法を採用しました。大和証券SMB Cによる算定結果の概要は以下のとおりです。

	採用手法	株式移転比率の評価レンジ
①	市場株価法	1.06 ~ 1.11
②	DCF法	0.60 ~ 1.13

なお、市場株価法については、平成19年11月9日を基準日として、それぞれ1ヶ月、3ヶ月、及び6ヶ月間の出来高加重平均株価を採用いたしました。

大和証券SMB Cは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

三菱UFJ証券は、両社について市場株価平均法及びDCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）法を採用しました。三菱UFJ証券による算定結果の概要は以下のとおりです。

	採用手法	株式移転比率の評価レンジ
①	市場株価平均法	1.08 ~ 1.12
②	DCF法	0.97 ~ 1.20

市場株価平均法では、平成19年11月9日を基準日として、それぞれ1ヶ月、2ヶ月、及び3ヶ月間の平均株価終値を採用いたしました。

三菱UFJ証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

セガミは、大和証券SMB Cによる株式移転比率の算定結果を参考に、セイジョーは、三菱UFJ証券による株式移転比率の算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

③ 算定機関との関係

算定機関である大和証券SMB C及び三菱UFJ証券は、いずれもセガミ又はセイジョーの関連当事者には該当いたしません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

セガミ又はセイジョーの株主が、その有するセガミの普通株式又はセイジョーの普通株式につき、セガミ又はセイジョーに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成19年12月21日開催の定時株主総会（セイジョー）及び平成20年1月22日開催の臨時株主総会（セガミ）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれセガミ又はセイジョーに対し通知し、かつ、上記定時株主総会及び臨時株主総会において本株式移転に反対し、セガミ及びセイジョーが、上記定時株主総会及び臨時株主総会の決議の日（平成19年12月21日及び平成20年1月22日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

(セガミ)

議決権の行使の方法としては、平成20年1月22日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成20年1月21日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、セガミに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思があったものとして取扱います。

(セイジョー)

議決権の行使の方法としては、平成19年12月21日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成19年12月20日18時までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、セイジョーに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思があったものとして取扱います。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、セガミ及びセイジョーの平成20年3月末日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に割り当てられます。

本株式移転によって発行される株式は、株券等の保管振替制度を利用している株式につきましては、特段の手続を経ることなく株式を受け取ることができます。

それ以外の株式の場合には、株券提出期間内にセガミ又はセイジョーの各株主名簿管理人宛に株券を提出することによって、本株式移転の効力発生後一定期間経過後に、当社の新株券を受け取ることができます。但し、本株式移転により単元未満となる株式につきましては、株券を受け取ることができません。

7 【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項5号及び6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、及び③セガミにおいてはセイジョーの、セイジョーにおいてはセガミの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、セガミ及びセイジョーの本店に、セガミにおいては平成20年1月7日より、セイジョーにおいては平成19年12月6日よりそれぞれ備え置くこととされています。

①の書類は、平成19年11月15日開催のセガミ及びセイジョーの取締役会において承認された株式移転計画です。②の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。③の書類は、セガミの平成19年3月期の計算書類等又はセイジョーの平成19年9月期の計算書類等に関する書類です。

これらの書類は、セガミ又はセイジョーの本店で閲覧することができます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会基準日（セイジョー）	平成19年9月30日
株式移転計画書承認取締役会（両社）	平成19年11月15日
株式移転計画書締結（両社）	平成19年11月15日
臨時株主総会基準日公告（セガミ）	平成19年11月16日
臨時株主総会基準日（セガミ）	平成19年12月3日
株式移転承認定時株主総会（セイジョー）	平成19年12月21日
株式移転承認臨時株主総会（セガミ）	平成20年1月22日
上場廃止日（両社）	平成20年3月26日
新会社設立登記日（効力発生日）	平成20年4月1日
新会社上場日	平成20年4月1日
株券交付日	平成20年5月下旬

但し、今後手続を進める中で、やむを得ない状況が生じた場合には、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(1) 株式について

セガミ又はセイジョーの株主が、その有するセガミの普通株式又はセイジョーの普通株式につき、セガミ又はセイジョーに対して、会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成19年12月21日開催の定時株主総会（セイジョー）及び平成20年1月22日開催の臨時株主総会（セガミ）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれセガミ又はセイジョーに対し通知し、かつ、上記定時株主総会（セイジョー）及び臨時株主総会（セガミ）において本株式移転に反対し、セガミ及びセイジョーが、上記定時株主総会（セイジョー）及び臨時株主総会（セガミ）の決議の日（平成19年12月21日（セイジョー）及び平成20年1月22日（セガミ））から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2 【統合財務情報】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、セガミ及びセイジョーの最近事業年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりであります。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意下さい。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高	(百万円)	130,285
経常利益	(百万円)	6,182
当期純利益	(百万円)	2,929

なお、当社の完全子会社となるセガミ及びセイジョーの主要な経営指標等は、それぞれ以下のとおりです。

主要な経営指標等の推移

経営指標等の推移

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高 (千円)	63,686,765	70,299,726	74,614,629	78,672,842	82,266,661
経常利益 (千円)	2,413,267	3,008,108	2,437,175	2,744,394	2,812,391
当期純利益 (千円)	1,107,617	1,560,633	1,112,682	1,072,057	1,336,145
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	546,000	1,587,120	1,587,120	1,587,120	1,587,120
発行済株式総数 (株)	2,220,000	8,100,000	8,100,000	8,100,000	8,100,000
純資産額 (千円)	15,957,412	20,042,560	20,943,295	21,819,163	22,909,781
総資産額 (千円)	30,950,143	37,195,823	37,180,590	38,024,492	38,833,897
1株当たり純資産額 (円)	7,183.51	2,472.91	2,584.85	2,692.49	2,828.37
1株当たり配当額 (円)	17.00	25.00	25.00	28.00	32.00
(うち1株当たり 中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	494.42	228.28	136.63	131.12	164.96
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	51.6	53.9	56.3	57.4	59.0
自己資本利益率 (%)	7.2	8.7	5.4	5.0	6.0
株価収益率 (倍)	—	10.3	16.5	20.5	15.1
配当性向 (%)	3.44	10.95	18.30	21.35	19.40
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,797,120	2,584,469	1,319,662	817,994	1,894,710
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△2,164,872	△1,826,038	△1,430,494	△2,208,036	△531,091
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	278,745	2,613,942	△302,031	△802,234	△416,800
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	6,647,270	10,019,644	9,606,779	7,414,504	8,361,322
従業員数 (名)	1,221 (877)	1,232 (996)	1,258 (1,180)	1,242 (1,284)	1,263 (1,302)

- (注) 1 セガミは、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等については、記載しておりません。
- 2 セガミは、以下のとおり新株式の発行を行っております。
- | | | |
|------------|---------------|------------|
| 平成15年12月1日 | 株式分割 | 4,440,000株 |
| 平成16年2月26日 | 株式公開に伴う有償一般募集 | 1,200,000株 |
| 平成16年3月18日 | 有償第三者割当 | 240,000株 |
- 3 第52期の1株当たり配当額には、上場記念配当5円が含まれております。
第54期の1株当たり配当額には、70周年記念配当3円が含まれております。
- 4 第54期から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成15年10月31日企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。
- 5 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 6 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
- 7 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式がないため記載しておりません。
- 8 第51期の株価収益率についてはセガミ株式は非上場であり、かつ店頭登録もされていないため記載しておりません。
- 9 従業員数は、就業人員であり、()内にパートタイマー及びアルバイト(1日8時間換算)を外数で記載しております。
- 10 セガミは平成15年12月1日付で株式1株につき3株の分割を行っております。
なお第52期の1株当たり純資産額・1株当たり配当額・1株当たり当期純利益金額は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。
そこで当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行なった場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
なお、当該数値については、新日本監査法人の監査を受けておりません。(ただし1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を除く。)

回次	第51期
決算年月	平成15年3月
1株当たり純資産額 (円)	2,394.51
1株当たり配当額 (円)	5.67
(うち1株当たり 中間配当額) (円)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	164.81
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—

セイジョー

主要な経営指標等の推移

経営指標等の推移

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	平成14年 9月	平成15年 9月	平成16年 9月	平成17年 9月	平成18年 9月
売上高（百万円）	35,514	38,939	40,979	44,683	48,019
経常利益（百万円）	2,280	2,142	2,118	3,346	3,369
当期純利益（百万円）	1,234	1,043	1,110	1,865	1,593
持分法を適用した場合の投資利益（百万円）	—	—	—	—	—
資本金（百万円）	3,958	3,958	3,958	3,958	3,958
発行済株式総数（株）	10,951,415	10,951,415	10,951,415	10,951,415	10,951,415
純資産額（百万円）	15,962	16,748	17,550	19,070	20,105
総資産額（百万円）	22,824	23,939	25,437	27,891	28,787
1株当たり純資産額（円）	1,484.82	1,552.17	1,627.41	1,770.07	1,870.8
1株当たり配当額 （内1株当たり中間配当額）（円）	25.00 （—）	25.00 （—）	30.00 （—）	50.00 （—）	50.00 （—）
1株当たり当期純利益（円）	113.77	91.26	97.92	169.3	148.22
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	69.9	70.0	69.0	68.4	69.8
自己資本利益率（%）	7.9	6.4	6.5	10.2	8.1
株価収益率（倍）	12.0	14.1	15.0	17.1	18.4
配当性向（%）	22.0	27.4	30.6	29.5	33.7
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	1,419	1,274	1,404	2,438	1,092
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△1,306	△1,054	△1,478	△1,582	△879
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△512	△269	△270	△324	△539
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	3,647	3,727	3,382	3,913	3,587
従業員数（外、平均臨時雇用者数）（名）	614 (132)	644 (296)	651 (408)	657 (504)	710 (590)

(注) 1 セイジョーは連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 セイジョーは関連会社がありませんので、「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。

4 セイジョーは潜在株式がありませんので、「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については記載しておりません。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成に関する情報—第2 統合財務情報」記載の通りです。

2 【沿革】

年月	事項
平成19年11月15日	セガミとセイジョーは、株主総会の承認を前提として、取締役会において、「株式移転計画書」を作成し共同持株会社設立による経営統合を行うことを決議いたしました。
平成19年12月21日	セイジョーの定時株主総会において、セガミ及びセイジョーが共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。
平成20年1月22日	セガミの臨時株主総会において、セガミ及びセイジョーが共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。
平成20年4月1日	セガミ及びセイジョーが株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を株式会社東京証券取引所に上場する予定です。

なお、当社の完全子会社となるセガミ及びセイジョーの沿革につきましては、両社の有価証券報告書(セガミ 平成19年6月28日提出・同年8月23日訂正/セイジョー 平成18年12月25日提出)記載のとおりです。

3 【事業の内容】

当社は、ドラッグストアチェーンの運営等を行う子会社及びグループ会社の経営計画・管理並びにそれに付随する事業を行う予定です。

また、完全子会社となるセガミ及びセイジョーの事業の内容は以下のとおりです。

セガミ

セガミグループは、セガミと子会社2社で構成され、医薬品・化粧品・日用生活商品・その他健康食品等を販売するドラッグストア並びに調剤を主体とした薬局を営む小売業及び薬局・薬店に対し商品を供給する卸売業を行っております。

取扱い商品は以下のとおりであります。

主要取扱商品

商品区分	主要品目
医薬品	保健栄養剤・ドリンク剤・風邪薬・解熱鎮痛剤・胃腸薬・皮膚病薬・季節外用剤・外用消炎剤・目薬・コンタクト用剤・その他医薬品・調剤薬品及び調剤技術に係る収入
化粧品	基礎化粧品・メイク化粧品・男性化粧品・ヘアケア等
日常生活商品	生理用品・オーラルケア・洗剤・入浴用品・殺虫剤・その他日常生活商品
その他	健康食品・衛生材料・医療器具・ベビー用品・食品・ペット用品・衣料・荒物等

セイジョー

セイジョーは、医薬品、健康食品、化粧品、育児用品および日用雑貨品等を、セイジョーが直営する店舗において一般消費者に販売する小売業であります。

なお、企業集団を構成する関係会社はありません。

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるセガミ及びセイジョーそれぞれの関係会社の状況につきましては、1 [組織再編成の目的等] 記載の2.(1)②提出会社の企業集団の概要をご参照下さい。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるセガミ及びセイジョーの最近事業年度末の従業員の状況は以下のとおりです。

セガミ

平成19年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,263 (1,302)	35.8	8.5	4,616

(注) 1 従業員数は、就業人員であり、()内にパートタイマー及びアルバイト(1日8時間換算)を外数で記載しております。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

セイジョー

平成18年9月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
710(590)	29.7	5.4	4,599,854

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(3) 労働組合の状況

① 当社

該当事項はありません。

② 連結会社の状況

当社の完全子会社となるセガミ及びセイジョーの労働組合の状況は以下のとおりです。

セガミ

労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

セイジョー

労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるセガミ及びセイジョーの業績等の概要については、両社の有価証券報告書(セガミ 平成19年6月28日提出・同年8月23日訂正/セイジョー 平成18年12月25日提出)をご参照下さい。

2 【仕入及び販売の状況】

該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるセガミ及びセイジョーの仕入及び販売の状況については、両社の有価証券報告書(セガミ 平成19年6月28日提出・同年8月23日訂正/セイジョー 平成18年12月25日提出)をご参照下さい。

3 【対処すべき課題】

該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるセガミ及びセイジョーの対処すべき課題については、両社の有価証券報告書(セガミ 平成19年6月28日提出・同年8月23日訂正/セイジョー 平成18年12月25日提出)をご参照下さい。

4 【事業等のリスク】

当社は、本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転によりセガミ及びセイジョーの完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうることを、想定されます。両社の事業等のリスクは以下のとおりです。なお、本項における将来に関する事項は、本届出書提出日現在における当社による判断、目標、一定の前提又は仮定に基づく予測等であり、実際の結果と異なる場合があります。

セガミ

セガミグループの経営成績、株価および財務状況等に影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、セガミグループによる判断、目標、一定の前提又は仮定に基づく予測等であり、実際の結果と異なる場合があります。また、以下に記載する事項のうち、軽微な事象及び小売業における一般的事象などについては、セガミグループ事業に関する全てのリスクを網羅的に記述するものではありませんのでご留意ください。

① 流通業としてのセガミグループにおける環境変化について

セガミグループは、日本国内において事業を営んでいるため、その収益は日本の流通市場に大きく依存しております。今後の動向については十分配慮し運営を行ってまいります。消費動向の変動、価格の変動、競合状況の変化、仕入条件の変動など、流通業としてのセガミグループにおける環境変化が著しい場合等には、セガミグループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 薬剤師の確保について

セガミグループが運営する薬局・一般販売業では、「薬事法」により薬剤師の配置が義務付けられており、あわせて、「薬剤師法」により調剤業務は薬剤師が行わなければならないと定められております。

薬剤師の確保が業界全体の課題となっており、セガミグループにつきましても薬剤師が十分に確保できない場合、また薬剤師確保のため賃金の変動が生じた場合等には、セガミグループの出店計画等に影響を及ぼす可能性があります。

③ 医薬品販売の規制緩和について

医薬品の販売については、従来、薬局等許可を受けた店舗のみで販売できた一般用医薬品の一部が医薬部外品に移行し、一般小売店での販売が可能となるなど、政府による規制緩和が進んでおります。

今後医薬品販売において、一般小売店の販売自由化がさらに進展し、異業種との競争が激化した場合等には、セガミグループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 調剤の事業環境について

厚生労働省の医薬分業政策により、医薬分業が進展するとともに処方箋の応需枚数が増加しております。セガミグループにおいては、薬剤師の技術向上、医薬品の知識充実に積極的に取り組んでおります。調剤業務における売上高は、健康保険法に定められた、薬価基準に基づく薬剤収入と調剤報酬点数に基づく調剤技術に係る収入との合計額で算出されます。今後薬価基準や調剤報酬の改定によって薬価基準や調剤報酬点数の引き下げがあった場合、また医薬分業率の伸び率が低下するなど外的環境が著しく変化した場合等には、セガミグループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 調剤薬の欠陥・調剤過誤等について

セガミグループは調剤過誤を防止すべく交差監査体制（一人が処方箋に基づき調剤作業を実施し、別人が調剤監査を実施する体制）を導入し、服薬指導時における薬品名・用量確認など細心の注意を払って調剤業務を行っております。また、万一に備え、セガミグループの全店舗において「薬剤師賠償責任保険」に加入しております。さらに、調剤研修センターを関東及び関西地区に設置するなど、万全を期す体制を整えてまいります。しかしながら、調剤薬の欠陥・調剤過誤などにより訴訟を受けること等があった場合、セガミグループの社会的信用を損なうなどの理由により、事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 商品の安全性について

近年、消費者の「商品の安全性」に対する要求が一段と高まっております。お客様からの信頼を高めるため、品質管理・商品管理体制を引き続き強化してまいります。今後品質問題等により商品の生産・流通に支障が生じた場合、またセガミグループが販売する商品に問題が生じ社会的信用を低下させた場合等には、セガミグループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ プライベート（PB）商品について

セガミグループでは、PB商品の開発を行っております。開発にあたっては、「品質管理プロジェクト」を発足し、品質の管理チェック、商品の外装、パッケージ、販促物等の表示・表現の適正さについて、各種関係法規・安全性・社会的貢献性・責任問題等多角的な視点から、表示・表現の適正化を行っております。しかしセガミグループのPB商品に起因する事件・事故等が発生した場合、セガミグループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 出店状況等について

医薬品小売業界においては、同業他社との出店競争、店舗の大型化、価格競争並びに他業態との競争激化により一段と厳しい経営環境が続いております。

現在、セガミグループはドラッグストアや調剤専門店を中心とする出店を行う一方、不採算店等を退店することで業容の拡大を図っております。出店条件に合致する物件が確保できないこと等により計画通りに出店できない場合、競合状況等により出店後の販売状況が芳しくない場合、不動産価格上昇等により店舗等における賃借料が変動した場合、賃借先の経営状況により店舗営業の継続及び差入保証金・敷金の返還に支障が生じる場合、店舗の収益率低下等による固定資産の減損処理が必要となる場合等には、セガミグループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 出店に関する規制について

大型小売店が建設される周辺地域の生活環境などを保持する等の目的で、大型集客施設の出店等を規制する「大規模小売店舗立地法」が制定されております。

現在、同法適用でセガミグループ出店等が規制されることによる、著しい影響はありません。今後、当該規制を受けセガミグループの出店施策が制限された場合、ならびに同法改正等による賃借料高騰・地理的消費行動の変化など、セガミグループ既存店舗の環境に変化がある場合等には、セガミグループの事業計画や業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 個人情報保護について

平成17年4月に個人情報保護法が施行され、個人情報に関する法整備がなされました。セガミグループにおいては、平成16年6月より社内プロジェクトを立ち上げ、個人情報保護体制構築を図り平成18年1月、財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）が、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者に対し付与する「プライバシーマーク」を取得することができました。

今後とも万全の管理体制の下、細心の注意を払ってまいります。個人情報流出・法制度の強化等により、セガミグループの事業計画や業績が影響を受ける可能性があります。

⑪ 自然災害・天候不順等について

セガミグループの小売店舗及び調剤専門店等において、大地震や台風等の自然災害、著しい天候不順、予期せぬ事故等が発生した場合、客数低下による売上減のみならず、店舗等に物理的な損害が生じ、セガミグループの販売活動・流通・仕入活動が妨げられる可能性があります。また、国内外を問わず、災害、事故、暴動、テロ活動、またセガミグループとの取引先や仕入・流通ネットワークに影響を及ぼす何らかの事故等が発生した場合も同様に、セガミグループの事業に支障をきたす可能性があります。

セイジョー

本届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものであります。

① 政府による規制緩和政策の一貫として「一般医薬品販売の規制緩和」に関する法制化のスケジュールが、平成20年施行、平成21年実施として予定されており、大半の一般医薬品が薬剤師不在のスーパーマーケットやコンビニエンスストアで販売可能となります。この結果は、一時的にセイジョーの収益に影響を与える可能性があります。セイジョーは、引き続き調剤事業の拡大化等を通じて専門化を推し進め、他社との差別化に繋がります。

② 現在、一般医薬品販売の管理業務や薬局の調剤業務には薬剤師に従事させることが法令によって定められておりますが、現状は、それらの業務に従事できる薬剤師が絶対的に不足しております。また、平成18年度より大学薬学部が4年制教育から6年制教育に変わったため、平成22年には一時的に薬剤師不足が深刻化いたします。セイジョーは、調剤事業の展開を一段と促進させ、専門性を強化することによって薬剤師の安定的な確保に努めます。

③ セイジョーは、一般消費者を対象とした店頭販売による小売業のため、地価高騰等の要因により、毎期の安定的な新店開設が困難となった場合には、成長が阻害される恐れがあります。現在の出店地域は関東甲信地方と東海地方ですが、漸次、出店地域を拡大する予定です。また、同業他社のみならず他業種とのM&Aも積極的に実施します。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるセガミ及びセイジョーの経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書(セガミ 平成19年6月28日提出・同年8月23日訂正/セイジョー 平成18年12月25日提出)をご参照下さい。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるセガミ及びセイジョーの研究開発活動については、両社の有価証券報告書(セガミ 平成19年6月28日提出・同年8月23日訂正/セイジョー 平成18年12月25日提出)をご参照下さい。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるセガミ及びセイジョーの研究開発活動については、両社の有価証券報告書(セガミ 平成19年6月28日提出・同年8月23日訂正/セイジョー 平成18年12月25日提出)をご参照下さい。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) 連結子会社

両社の有価証券報告書(セガミ 平成19年6月28日提出・同年8月23日訂正/セイジョー 平成18年12月25日提出)をご参照下さい。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) 連結子会社

両社の有価証券報告書(セガミ 平成19年6月28日提出・同年8月23日訂正/セイジョー 平成18年12月25日提出)をご参照下さい。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

該当事項はありません。

(2) 連結子会社

両社の有価証券報告書(セガミ 平成19年6月28日提出・同年8月23日訂正/セイジョー 平成18年12月25日提出)をご参照下さい。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

平成20年4月1日時点の当社の状況は以下のとおりです。

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	79,687,000
計	79,687,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会
普通株式	20,146,556	東京証券取引所
計	20,146,556	—

(注) セガミの発行済株式総数8,100,000株(平成19年9月末時点)、セイジョーの発行済株式総数10,951,415株(平成19年9月末時点)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成20年4月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりです。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日	20,146,556 (予定)	20,146,556 (予定)	1,000,000	1,000,000	250,000	250,000

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるセガミ及びセイジョーそれぞれの最近事業年度末現在の所有者別状況は、以下のとおりです。

セガミ

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	16	9	42	22	—	1,932	2,021	—
所有株式数(単元)	—	24,631	133	15,141	7,008	—	34,081	80,994	600
所有株式数の割合(%)	—	30.41	0.16	18.69	8.65	—	42.09	100.00	—

セイジョー

平成18年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(名)	—	40	18	47	61	1	3,965	4,132	—
所有株式数(単元)	—	25,475	305	11,024	22,308	1	50,083	109,196	31,815
所有株式数の割合(%)	—	23.33	0.28	10.10	20.43	0.00	45.86	100.00	—

(注) 1 自己株式204,235株は、「個人その他」に2,042単元、「単元未満株式の状況」に35株含めて記載しております。なお、期末日現在の実質的な所有株式数は204,235株であります。

2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ4単元及び31株含まれております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるセガミ及びセイジョーそれぞれの最近事業年度末現在の発行済株式についての議決権の状況は、以下のとおりです。

セガミ

平成19年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,099,400	80,994	—
単元未満株式	普通株式 600	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	8,100,000	—	—
総株主の議決権	—	80,994	—

セイジョー

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 204,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,715,400	107,154	—
単元未満株式	普通株式 31,815	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	10,951,415	—	—
総株主の議決権	—	107,154	—

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式)」欄は、全てセイジョー所有の株式であります。

- 2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式及び名義人以外から株券喪失登録のある株式がそれぞれ400株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数及び名義人以外から株券喪失登録のある株式に係る議決権の数がそれぞれ4個含まれております。

② 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成20年4月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

未定です。

4 【株価の推移】

当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となるセガミ及びセイジョーの株価の推移は以下のとおりです。

セガミ

(1) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	—	2,500	(3,400) 2,340	3,080	2,750
最低(円)	—	2,040	(1,250) 1,530	1,990	1,731

(注) 株価は、平成16年12月12日以前は日本証券業協会におけるもので第53期は()表示をしており、平成16年12月13日以降はジャスダック証券取引所におけるものであります。なお、日本証券業協会は平成16年12月13日付でジャスダック証券取引所に移行しており、これに伴いセガミ株式は平成16年12月13日付をもって日本証券業協会における登録を取消し、ジャスダック証券取引所に上場致しました。

また、平成16年2月26日付をもって日本証券業協会に株式を登録いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 最近6月間の月別最高・最低株価

月別	平成19年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高(円)	2,500	2,360	2,430	2,300	2,205	2,460
最低(円)	2,015	2,195	2,160	2,050	2,070	2,160

(注) 株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

セイジョー

(1) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	平成14年9月	平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月
最高(円)	1,490	1,394	1,653	3,220	3,680
最低(円)	975	993	1,120	1,330	2,335

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 最近6月間の月別最高・最低株価

月別	平成19年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高(円)	2,740	2,580	2,675	2,650	2,610	2,535
最低(円)	2,385	2,415	2,430	2,400	2,295	2,355

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

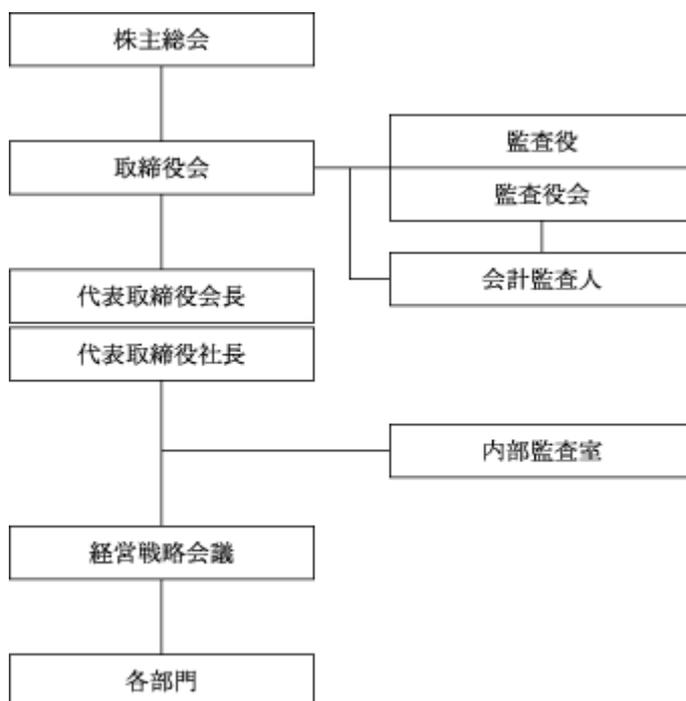
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するセガミの株式数 (2) 所有するセイジョーの株式数 (3) 割り当てられる「ココカラファインホールディングス」の株式数
代表取締役 会長		瀬上 修	昭和17年3月31日生	昭和45年6月 セガミ 入社 昭和54年11月 セガミ 取締役管理部長 昭和58年3月 セガミ 常務取締役 平成3年1月 セガミ 取締役副社長 平成5年11月 セガミ 代表取締役社長（現任）	(注) 2	(1) 308,820株 (2) 0株 (3) 308,820株
代表取締役 社長		塚本 厚志	昭和37年11月4日生	昭和60年4月 セイジョー 入社 平成6年3月 セイジョー 営業部ブロック長 平成8年12月 セイジョー 取締役支店部長 平成13年12月 セイジョー 常務取締役 平成14年12月 セイジョー 代表取締役社長（現任）	(注) 2	(1) 0株 (2) 26,871株 (3) 29,558株
取締役		上田 清	昭和22年5月17日生	昭和41年3月 セガミ 入社 平成8年11月 セガミ 取締役管理部長 平成11年6月 セガミ 取締役管理本部長 平成16年6月 セガミ 常務取締役管理本部長 平成19年4月 セガミ 常務取締役管理部長（現任）	(注) 2	(1) 32,500株 (2) 0株 (3) 32,500株
取締役		齊藤 正人	昭和32年1月18日生	昭和54年4月 セイジョー 入社 昭和55年11月 セイジョー 監査役 昭和57年11月 セイジョー 専務取締役 昭和58年11月 セイジョー 代表取締役専務 平成6年12月 セイジョー 代表取締役副社長 平成9年12月 セイジョー 取締役副社長（現任）	(注) 2	(1) 0株 (2) 1,599,217株 (3) 1,759,138株
取締役		濱野 和夫	昭和25年9月12日生	昭和49年4月 セガミ 入社 平成2年2月 セガミ 九州支社長 平成11年6月 セガミ 取締役営業本部長補佐 平成13年6月 セガミ 取締役営業本部長 平成14年4月 セガミ 取締役営業本部長 平成16年6月 セガミ 常務取締役営業本部長 平成19年4月 セガミ 常務取締役事業開発室長（現任）	(注) 2	(1) 22,200株 (2) 0株 (3) 22,200株
取締役		橋爪 薫	昭和37年1月4日生	昭和60年4月 セイジョー 入社 平成12年4月 セイジョー 営業部長支店担当 平成12年12月 セイジョー 取締役営業部支店部長 平成14年12月 セイジョー 当社専務取締役（現任）	(注) 2	(1) 0株 (2) 14,831株 (3) 16,314株
取締役		重田 陽平	昭和28年3月14日生	昭和50年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成16年2月 セガミ 入社 平成16年4月 セガミ 経営企画室長 平成16年6月 セガミ 取締役経営企画室長（現任）	(注) 2	(1) 400株 (2) 0株 (3) 400株
取締役		鈴木 芳孝	昭和25年2月12日生	昭和47年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成13年2月 セイジョー 出向 経理部部長 平成13年12月 セイジョー 入社 経理部部長 平成13年12月 セイジョー 常務取締役 平成15年12月 セイジョー 専務取締役（現任）	(注) 2	(1) 0株 (2) 11,801株 (3) 12,980株
監査役		竹本 雅俊	昭和17年3月6日生	昭和40年4月 株式会社資生堂 入社 平成2年6月 同社 情報システム部長 平成7年6月 同社 監査役 平成14年6月 セガミ 監査役（現任）	(注) 3	(1) 1,500株 (2) 0株 (3) 1,500株
監査役		小菅 泉	昭和15年5月11日生	昭和38年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成9年6月 菱友計算株式会社 常務取締役 平成15年12月 セイジョー 監査役（現任）	(注) 3	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有するセガミの株式数 (2) 所有するセイジョーの株式数 (3) 割り当てられる「ココカラファインホールディングス」の株式数
監査役		関口 要蔵	昭和15年7月28日生	昭和40年4月 平成9年6月 平成12年10月 平成16年6月	コクヨ株式会社 入社 同社 取締役店舗事業部長 株式会社カウネット 代表取締役 コクヨ株式会社 監査役 (現任)	(注) 3	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

- (注) 1 監査役竹本雅俊・小菅泉及び関口要蔵は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。
- 2 取締役の任期は、平成20年4月1日である当社の設立日より、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査役の任期は、平成20年4月1日である当社の設立日より、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 役名は、本届出書提出日において決定している役職名を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、監査役会設置会社の形態をとり、会社の機関としては会社法に規定する株主総会、取締役会、監査役及び監査役会並びに会計監査人を設置いたします。さらに、意思決定の迅速化及びグループにおける経営資源の適切な配分と事業計画の立案、推進を図るために経営戦略会議を設置し、ガバナンスの透明性の確立に努めます。



第5 【経理の状況】

該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるセガミ及びセイジョーの経理の状況については、両社の有価証券報告書(セガミ 平成19年6月28日提出・同年8月23日訂正/セイジョー 平成18年12月25日提出)をご参照下さい。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	普通株式
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	未定
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	未定
名義書換手数料	未定
新券交付手数料	未定
単元未満株式の買取り	
取扱場所	未定
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	未定
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	未定

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

該当事項はありません。

2 【損益計算書】

該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(セガミ)

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第55期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) 平成19年6月28日に、近畿財務局長に提出。

② 【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

③ 【臨時報告書】

①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成19年11月30日)までに臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、平成19年11月15日に、近畿財務局長に提出。

④ 【訂正報告書】

訂正報告書(上記①の有価証券報告書の訂正報告書)を平成19年8月23日に近畿財務局長に提出。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

セガミメディクス株式会社 本店

(大阪府中央区南船場二丁目7番30号)

株式会社ジャスダック証券取引所

(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

(セイジョー)

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第55期(自平成17年10月1日 至平成18年9月30日) 平成18年12月26日に、関東財務局長に提出。

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第56期中(自平成18年10月1日 至平成19年3月31日) 平成19年6月15日に、関東財務局長に提出。

③ 【臨時報告書】

①の有価証券報告書の提出後、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19条第2項第7号の3の規定に基づき、平成19年4月23日に、関東財務局長に提出。

②の半期報告書の提出後、本届出書提出日(平成19年11月30日)までに臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、平成19年11月16日に、関東財務局長に提出。

④ 【訂正報告書】

該当なし。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社セイジョー 本店

(東京都府中市美好町二丁目12番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第六部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるセガミ及びセイジョーの最近事業年度末の株主の状況は以下のとおりです。

セガミ

平成19年3月31日現在			
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(管理信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,683,240	20.78
セガミ不動産株式会社	大阪市中央区南船場2丁目7-30	1,135,920	14.02
セガミメディクス従業員持株会	大阪市中央区南船場2丁目7-30	750,000	9.25
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	445,800	5.50
大久保 関子	大阪府吹田市	371,270	4.58
瀬浦 豊子	大阪府東大阪市	366,980	4.53
瀬上 里子	大阪府東大阪市	324,830	4.01
瀬上 修	大阪府東大阪市	308,820	3.81
シティグループプリンシパルイ ンベストメントジャパンコーポ レーションリミティッド (常任代理人 シティバンク・ エヌ・エイ東京支店)	東京都港区赤坂5丁目2-20 (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	218,000	2.69
ノルディアバンクスウェーデン エービークライアントアカウン ト (常任代理人 スタンダードチ ャータード銀行)	105 71 STOCKHOLM SWEDEN, SWEDEN (東京都千代田区永田町2丁目11番1 号)	139,500	1.72
計	—	5,744,360	70.92

セイジョー

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
斉藤 正人	東京都目黒区	1,599,217	14.6
ゼファーマ株式会社	東京都中央区日本橋本町2-7-1	475,772	4.3
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	399,700	3.7
斉藤 昭子	東京都世田谷区	376,939	3.4
山口 裕子	東京都世田谷区	369,591	3.4
万城目 ひとみ	東京都世田谷区	369,591	3.4
ステートストリートバンクアン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 505041 (常任代理人(株)みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, Massachusetts, USA (東京都中央区日本橋兜町6-7)	357,600	3.3
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	346,800	3.2
小津産業株式会社	東京都中央区日本橋本町3-6-2	346,580	3.2
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	327,426	3.0
計	—	4,969,216	45.4

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成20年4月1日に設立予定であるため、有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成20年4月1日に設立予定であるため、有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。